

〔図表1-1-3〕 専門26業務と自由化業務の組み合わせ事例と留意点

専門26業務の「(事務用) 機器操作 (5号)」と「ファイリング (8号)」で契約した派遣スタッフに、「お茶くみ」という自由化業務も依頼する場合は、予め契約書等での明示が必要です。また、自由化業務の「お茶くみ」を少しでも行わせると受け入れ期間に制限が生じます。

派遣受け入れ期間についての考え方

- ・受け入れ期間は、派遣スタッフ単位ではなく、“派遣先(派遣受け入れ会社)の就業場所ごとの同一業務”単位です。派遣スタッフや派遣会社が変わっても、派遣受け入れ会社の就業場所ごとの同一業務であれば派遣期間が通算されるので要注意です。〔図表1-1-4〕
- ・派遣受け入れ期間は原則1年間です。ただし、あらかじめ、派遣先が過半数労働組合等の意見を聴いた場合は、最長3年間までの延長が可能です。
- ・ただし、恒常的な業務については、指揮命令が必要な場合は直接雇用、指揮命令が必要でない場合は請負によることを検討してください。

〔図表 1-1-4〕 派遣の受け入れ期間についての考え方

